

令和7年(ワ)第●●●●号 所有権移転登記手続請求事件

原告 ● ● ● ●

被告 ● ● ● ●

書留郵便に付する送達の上申書

令和7年5月1日

東京地方裁判所民事第●部●係 御中

原告訴訟代理人弁護士 多 湖 章

頭書事件について、被告に対する訴状副本及び期日呼出状等の送達が不送達となっていますが、被告は訴状記載の住所地に居住していることは間違いありませんので、書留郵便に付する送達をされますよう上申致します。

(添付書類)

・ 調査結果報告書

以 上

- * 1 一般に「付郵便送達」と呼ばれるものであり、たとえ被告（相手方）が受領しなくても、発送の時に送達があったものとみなされる（民訴法 107 条 3 項）。
- * 2 この送達方法による場合は、各庁で一定の運用基準があるようであるが、最高裁判所事務総局民事局編「信販関係事件に関する執務資料」（民事裁判資料 152 号）32 頁以下でも一定の事件に関し一定の運用基準が示されている。
この点、東京地裁では、付郵便送達の方法を採った場合には、別途、書留郵便に付する送達を実施した旨等を記載した文書を、普通郵便（封書）で送付する取り扱いがなされているようである。
- * 3 添付すべき調査結果報告書については、公示送達申立書と同様。